

教会と国家：右傾化する時代における信仰と宣教

2007年度

11月26日

目次:

「憲法」改訂はなお可能性として	1
「内村鑑三不敬事件」を思い起こす状況	1
対応の多様性の背後に「教会と国家」の関係理解が	2
「日の丸・君が代」問題への対応について	2
ディスカッションを通して「信仰と宣教」のあり方	2
秋期神学研究会プログラム	3

「憲法」改訂はなお可能性として

昨年末の「教育基本法」改訂を背景に、「国家とキリスト教信仰—特に、改訂教育基本法をめぐって—」と題して春期研究会議がもたれた。今年の初夏には「国民投票法」が強行可決された。参院議員選の大敗北により、一時的にブレーキはかかったが、「憲法」改訂はなお可能性として残されている。

明治・大正・昭和(敗戦まで)の大日本帝国憲法と教育勅語の下、キリスト教会は制限下の信教の自由、そして戦局悪化のおりには「愛国心の表明」の名のもとに「日の丸掲揚、君が代斉唱、天皇崇拜、神社参拝」を



神戸改革派神学校

強要されてきた。敗戦を機に、「国民主権・基本的人権・平和主義」の憲法が与えられたが、朝鮮戦争を転換点にして、冷戦構造の激化に伴い、米国の世界戦略の下、戦前政治家による戦前回帰という方向をもつ「右傾化」が始まった。

国家的権威がデモニッシュな力を帯び始める時、キリスト教的霊性はあらゆる点で危機にさらされる…

〔福音主義神学37より〕

「内村鑑三不敬事件」を思い起こす状況

高度経済成長期には、その傾向は薄まったが、バブルの崩壊や湾岸戦争を通して、経済界からも米国の世界戦略の中での軍事的貢献が叫ばれるようになっている。

靖国問題、元号問題、建国記念日、国旗・国歌法、教育基本法改訂

等の流れをみていくと、明治政府の国家形成の焼き直しをみているようである。教育現場においても、「日の丸・君が代」問題で教師の仕事を失う人も生まれている。明治時代の「内村鑑三不敬事件」を思い起こす状況である。

対応の多様性の背後に「教会と国家」の関係理解が

このような状況において「日の丸・君が代」問題への対応を含め、「右傾化する時代における信仰と宣教」のあり方・対応は教派・教会・個人において多様性を増し加えている。その背景には、神学的側面では教派・教会・個人における「教会と国家」の関係理解における多様性があげられる。また、歴史的側面では戦前から日本に存在する教派と戦後からの宣

教によって形成された教会という教派のもつ歴史の相違もあげられる。また、クリスチャン個々人においては、戦前からのクリスチャンと戦後生まれのクリスチャンの体験の差異もある。また、宣教学的側面からは、教勢の沈滞が「社会意識よりも伝道の進展重視」という視点からの再考を促す向きもある。「日の丸・君が代」等への否定的対応は宣教にとってマイナスに働くのではないかと考える。この考え方である。



学校全体

「日の丸・君が代」問題等への対応について

「日の丸・君が代」問題への対応を含め、「右傾化する時代における信仰と宣教」のあり方・対応が、教派・教会・個人において混迷を深める時代において、神学にたずさわって

いる私たちは、それぞれの多様性を尊重しつつ、なんらかの共通理解を模索し、それを発信し、地の塩・世の光としての役割を果たしていく責任があるのではないだろうか。



チャペル

この問題を考慮しない霊性理解は、特に日本の教会を念頭に置く時、致命的欠陥を持つものとなるであろう。

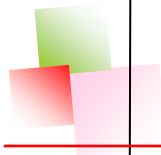
〔福音主義神学誌37より〕

ディスカッションを通して信仰と宣教のあり方の検討を

これまでも神学研究会議の持ち方もいくつかのタイプがあった。今回は、外部から講師を招かず、西部地区の各神学校から発題者を推薦していただき、教派的な特徴や最近の研究の取り組みを生かし、コーディネーター会議で決めたテーマに即して、それぞれの立場から発題をいただき、それ

をベースに会場[フロアー]からの自由な質疑を受けるかたちとさせていただく。パネル・ディスカッション形式で西部地区の会員全体で今回のテーマに取り組み、その取り組みをビデオに収録し、全国の必要な方々に頒布していきたいと考えている。

〔書記：安黒務〕



日本福音主義神学会 西部部会 秋の研究会議のご案内

主題： 教会と国家：右傾化する時代における信仰と宣教

1. 日時：2007年 11月26日(月) 10:00am－4:30pm

2. 場所：神戸改革派神学校

〒651-1306 神戸市北区菖蒲が丘三丁目1-3 【TEL.078-952-2266】

3. 主題について

1) 今秋の研究会議のテーマを「教会と国家―右傾化する時代における信仰と宣教―」としました。今春は、教育基本法の改正を受けて「国家とキリスト教信仰」の主題で研究会議を行いました。今秋もこれと同様のテーマを取り上げ、ますます右傾化する現代社会で、いかに信仰の戦いをなし、また世に宣教していくべきか、いかにに良き証しと良き奉仕をなすべきかについて、互いに考え学び合いたいと願っています。

2) 今回は主講師を立てず、パネル・ディスカッションをすることにしました。このために、西部部会にある各神学校・神学教育機関にお願いして、一人の発題者をお立ていただくことにしました。発題者はそれぞれ属する教会の神学的伝統や立場からお話くださることと思います。

4. プログラム (司会・進行:安黒務 師)

10:00-10:30 開会礼拝:工藤弘雄 師

10:30-10:50 発題 10:50-11:10 質疑 小島十二 師〔関西聖書神学校〕

11:15-11:35 発題 11:35-11:55 質疑 津村春英 師〔大阪キリスト教短期大学〕

12:00－ 1:00 昼食 (理事会)

1:00－ 1:20 発題 1:20- 1:40 質疑 瀧浦滋 師〔神戸神学館〕

1:45－ 2:05 発題 2:05- 2:25 質疑 遠藤克則 師〔神戸神学館〕

2:30－ 2:50 発題 2:50- 3:10 質疑 橋本昭夫 師〔神戸ルーテル神学校〕

3:10－ 3:30 休憩

3:30－ 4:00 全体の質疑応答

4:00－4:30 全体の総括・閉会礼拝:市川康則 師

(コーディネーター:市川康則・工藤弘雄・安黒務)

旧約聖書 詩篇 67 篇

「国家とは、秩序づけられた共同体を意味し、その政治的権威は秩序を創造し、保持する力を意味する。・・国家の主は創造神である。」(ボンヘッファー)

教会とは生ける主キリストのからだであって、その職務を世界に証する地の塩、世の光である。

○ 正義は国を高くし 罪は民を恥かしめる。 箴言 14:34

○ あなたの剣をもとの所におさめなさい。剣をとる者はみな、剣で滅びる。

マタイ福音書 26:52

○ 平和を造り出す人たちは幸いである。彼らは神の子と呼ばれる。 マタイ 5:9

○ あなたがたは、地の塩・・。世の光である。あなたがたの光を人々の前に輝かし、あなたがたの良い行いを見て、点にいますあなたがたの父をあがめるようにしなさい。

マタイ 5:13-16

○ 第一に勧める。全ての人のために、王たちと上に立っているすべての人々のために、願いと、祈りと、とりなしと、感謝とをさげなさい。それは私たちが、安らかで静かな一生を、真に信心深くまた謹厳に過ごすためである。これは、わたしたちの救い主である神のみ前に良いことであり、また、見どころにかなうことである。テモテ第一 2:1-3

○ この世で富んでいる者たちに、命じなさい。高慢に成らず、頼りにならない富にのぞみをおかず、むしろ、わたしたちにすべての物を豊かに備えて楽しませてくださる神に、のぞみをおくように、また、良い行いをし、良い業に富み、惜しみなく施し、人に分け与えることを喜び、こうして、真の命をえるために、未来に備えて良い土台を自分のために築きあげるように、命じなさい。 テモテ第一 6:17-19

○ だから祭壇に供え物をささげようとする場合、兄弟が自分に対して何か恨みをいだいていることを、そこで思い出したなら、その供え物を祭壇の前に残しておき、まず行ってその兄弟と和解し、それから帰ってきて、供え物をささげることになさい。あなたを訴える者と一緒に道を行くときには、その途中で早く仲直りしなさい。・・

よくあなたに言 っておく。最後の一コドランドを支払ってしまうまでは、決してそこから出てくることはできない。 マタイ 5:21-26

○ キリストはわたしたちの平和であって、二つのものを一つにし、敵意という隔ての中垣を取り除きご自分の肉によって・・平和をきたらせ十字架によって二つのものを一つの体として神と和解させ、敵意を十字架にかけて滅ぼしてしまったのである。・・それから平和を宣べ伝えられたのである。 エペソ 2:14-17

○ パウロは自分の借りた家に満二年のあいだ住んで、たずねて来る人々をみな迎え入れ、はばかりず、また妨げられることもなく、神の国を宣べ伝え、主イエスのことを教えつづけた。 使徒 28:30-31

年	日本	韓国	北朝鮮	中国・ロシア・米
1990年		11. 16 韓国挺身隊問題対策協議会発足		
1991年		8. 14 金学順ハルモニが公開証言をおこなう		
1992年	12. 6 金学順は元「慰安婦」が日本政府の謝罪と補償を求めて東京地裁に提訴	9. 17 南北朝鮮の国連同時加盟	12. 31 朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言調印	12. 26 ソ連邦解体
1993年	1. 17 宮澤喜一首相訪韓、慰安婦問題について謝罪、慰安婦に公的謝罪 2. 1 日朝国交正常化交渉で日本政府が慰安婦問題について北朝鮮側に謝罪表明 6. 6 国連平和維持活動(PKO)協力法、衆議院本会議で可決、成立 10. 23 天皇中国訪問	1. 8 ソウル挺対峙、日本大使館前で水曜デモ開始 8. 24 中国と国交樹立 12. 18 第一四代大統領選挙(金泳三当選)	11. 2 日朝会談決裂	
1994年	4. 2 マリア・ロサ・ベソソンは元慰安婦、東京地裁に提訴 4. 5 在日の元慰安婦宋桂真、東京地裁に提訴 5. 11 九四年度採用の高校日本文科教科書すべてが慰安婦について記述 8. 23 自民党内の韓国神社公式参拝推進派が「歴史・検討委員会」設置	6. 11 「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」制定	3. 12 NPT(核拡散防止条約)附帯を宣言 4. 7 金正日国防委員長就任 5. 29 中距離弾道ミサイル「ノドン」を日本海に向け発射	
1995年	1. 25 オランダ人元慰安婦・捕虜が東京地裁に提訴 5. 7 水原裁判長が「南日本地裁はでっち上げ」との発言で辞任 8. 1 従軍慰安婦問題が「侵略しようとしてやった戦争ではない。日本だけが悪いわけではない」との発言で辞任 12. 1 連立与党の戦争謝罪国会決議案に反対する、自民党一揆戦五〇周年国会議員連盟」が発足	1. 5 「性暴力特別法」制定	6. 13 IAEA(国際原子力機関)加盟表明 6. 15 カーター元米大統領訪朝 7. 8 金日成主席死去 10. 21 シュネープロで米朝総会合	
1996年	2. 15 自由主義史観研究会、会報創刊号を発行 6. 9 衆議院本会議で「戦後五〇年国会決議」採択 7. 19 「女性のためのアジア平和国民基金」発足 11. 13 江藤徹義参院議員が「慰安婦時代に日本はいいこととした」との発言で辞任 2. 2 日本政府が二〇〇海里全面設定方針を表明、竹島領土問題が再燃 6. 27 九七年度採用の中学校社会科教科書のすべてが慰安婦について記述 12. 2 新しい歴史教科書をつくる会、創立記者会見 12. 19 岡山県議会が中学教科書の従軍慰安婦記述削除を求める意見書採択		3. 9 KEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)発足	

2002年	2001年	2000年	1999年	1998年	1997年
10・15 日韓首脳会談で歴史共同研究に合意 10・29 「テロ対策特別措置法案」成立 12・22 奄美大島の公海上で韓船を撃沈、巡視船が不審船を撃沈 3・5 日韓歴史共同研究委員会の研究計画発表 5・31 日韓共催のサッカー・ワールドカップ開幕 9・17 小泉首相訪朝、日朝ミョンヤン宣言 10・15 北朝鮮に拉致された被爆者のうち五人が一時帰国 12・14 不平な韓米地位協定に抗議し、ソウル市庁前広場で一〇万人規模の反米集会 12・18 第二十六代大統領選挙(盧武鉉選)	1・29 「シリアス戦争をどう戦うか」(金国河)を放映。第二夜「問われる戦時性暴力」の番組内容が放送前に改竄されたことが問題となる 3・4 つくろく会の歴史教科書に文部科学省が三七カ所の検定意見を付け、すべて修正したと判明 4・3 つくろく会教科書が文部科学省の検定を通過 4・26 小泉純一郎総理大臣就任 7・29 参議院議員選挙で自民党が圧勝 8・13 小泉純一郎首相が靖国神社参拝 9・11 〇二年度に中学で使われる歴史教科書は扶桑社版が五二二冊(〇・〇三九%)と文部科学省発表 10・15 日韓首脳会談で歴史共同研究に合意	1・29 「シリアス戦争をどう戦うか」(金国河)を放映。第二夜「問われる戦時性暴力」の番組内容が放送前に改竄されたことが問題となる 3・4 つくろく会の歴史教科書に文部科学省が三七カ所の検定意見を付け、すべて修正したと判明 4・3 つくろく会教科書が文部科学省の検定を通過 4・26 小泉純一郎総理大臣就任 7・29 参議院議員選挙で自民党が圧勝 8・13 小泉純一郎首相が靖国神社参拝 9・11 〇二年度に中学で使われる歴史教科書は扶桑社版が五二二冊(〇・〇三九%)と文部科学省発表 10・15 日韓首脳会談で歴史共同研究に合意	1・29 「シリアス戦争をどう戦うか」(金国河)を放映。第二夜「問われる戦時性暴力」の番組内容が放送前に改竄されたことが問題となる 3・4 つくろく会の歴史教科書に文部科学省が三七カ所の検定意見を付け、すべて修正したと判明 4・3 つくろく会教科書が文部科学省の検定を通過 4・26 小泉純一郎総理大臣就任 7・29 参議院議員選挙で自民党が圧勝 8・13 小泉純一郎首相が靖国神社参拝 9・11 〇二年度に中学で使われる歴史教科書は扶桑社版が五二二冊(〇・〇三九%)と文部科学省発表 10・15 日韓首脳会談で歴史共同研究に合意	11・21 政府がIMFに緊急支援要請 12・18 第二十五代大統領選挙(金大中選) 10・8 金大中大統領訪日、日韓ハイトナ・シニア宣言 11・28 新日韓漁業協定調印	11・21 政府がIMFに緊急支援要請 12・18 第二十五代大統領選挙(金大中選) 10・8 金大中大統領訪日、日韓ハイトナ・シニア宣言 11・28 新日韓漁業協定調印
1・29 大統領が北朝鮮演説、イラク・クウェートと非難の軸	1・29 大統領が北朝鮮演説、イラク・クウェートと非難の軸	5・16 中国がつくる会教科書の記述修正を日本政府に要求 7・13 二〇〇八年北京オリンピック決定 9・11 ハイジャック機が二〇〇客機とワシントン国防総省(二機)に突入	12・13 米大統領選でブッシュ候補の当選確率	8・31 ミサイル「テポドン」発射 9・5 憲法改正、金正日国防委員会委員長選出	8・31 ミサイル「テポドン」発射 9・5 憲法改正、金正日国防委員会委員長選出

2006年	2005年	2004年
10・9 日韓首脳会談 10・8 日中首脳会談 9・26 安倍晋三参事大臣就任 8・15 小泉首相終戦記念日に靖国神社を参拝 8・15 小泉首相終戦記念日に靖国神社を参拝 7・20 昭和三十九年A級戦犯の合祀に不快感を示した昭和三十九年(菅田朝彦)菅田朝彦(菅田朝彦)を公表 7・16 政府が北朝鮮追加制裁措置を検討 7・6 民間が総連との「歴史的和解」を白紙撤回 7・5 国連安保理に北朝鮮制裁決議案を提示 7・4 「特定船舶入港禁止特別措置法」発動 万景峰号の半年間入港禁止 7・3 独島周辺海域を含む海流調査を開始 6・18 通常国会開会 教育基本法は総議案に 6・16 脱北者支援と経済制裁を促す「北朝鮮人権法」成立 6・17 在日本大韓民国民団と在日本朝鮮人総連合会が「歴史的和解」発表 5・28 教育基本法改正案を閣議決定し国会提出 4・22 海上保安庁が二〇日からの竹島周辺海洋調査を開始 4・11 衆議院議員選挙で自民党が二九六議席を確保し総議席の三分の二を獲得 6・10 日韓歴史共同研究委員会報告書を公開 日韓併合条約や日韓基本条約について認識の違いを併記 3・16 島根県議会三月二二日を「竹島の日」とする条例案を可決 3・31 記者会見を開く ユー・サーが内部告発のNHKのチーフプロデューサーの政治家による圧力を報道 翌日のNHKのチーフプロデューサーが内部告発の記者会見を開く 1・12 朝日新聞が2001年1月のETV2001の放映直前の政治家による圧力を報道 1・16 イラクへ自衛隊を派遣 5・22 小泉首相再訪朝 連池夫妻と地村夫妻の家族五人を連日帰国 6・14 「特定船舶入港禁止特別措置法」成立 12・18 内閣総理府の調査で中国を嫌うと答えた国民が最大値の五人・二六・八・六% 韓国に対して親しみを感ずるは過去最高の七	4・23 米朝中三カ国協議で核兵器保有を表明 8・27 第一回六カ国協議開催 3・24 尖閣諸島鳥釣島に強行上陸 釣魚台を出入国管理法違反で逮捕 10・29 西安西北大で日本人留学生の寸劇に中絶 留学生が怒り 3・2 戸主制度廃止の民法改正案が成立 3・18 慶尚南道馬山市議会が「竹島の日」を制定 3・31 韓国国連大使が日本の安保理常任理事国入りに反対を表明 4・7 潘基文外相が日本の中学校教科書から「竹島領有権」の削除を要求 5・3 韓国で「真相究明と和解のための基本法」成立 12・8 「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」成立 7・16 北朝鮮外務省が国連決議を非難 自衛的抑止力強化を声明 10・9 朝鮮中央通信が地下核実験に成功と報道	2004年 3・20 中教審が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方」を提出 4・3 NHKBSで韓国ドラマ「冬のソナタ」の放映開始 6・6 有事法制関連三法案が成立 7・26 「イラク復興支援特別措置法」成立 9・20 自民党総裁選で小泉純一郎が再選

最初の被害証言者宅を訪問

直接謝りたい： 従軍慰安婦謝罪募金の小島牧師ら



訪韓レポート

「正義の安撫」問題被害者への政府による正式謝罪と補償を求めつつ、民間の立場で被害者に施ける募金を行っている関西西報教派クリスチャン牧員告白者委員会（代表者 小島十二氏、日本イエス・声麗川教会牧師）が韓国を訪れ、十一月六日、八月に続いて第二回目の募金受け渡しを行った（十一月二十四日号掲載）。翌七日には小島さんらは、金孝順・キム・ハクソン・さんら二人の被害者のハルモニ（おばあさん）に会うことができた。謝罪の心を直接伝え、肉声でその証言と心の思いを聞いたそのときの様子は、日本帰国後の十五日に行った報告集会で語られた。少人数ではあるが在阪の若者や牧師らが報告を通してハルモニの心に触れ、今後の取り組みを語り合った。

ソウルの中心街から北東へ地下鉄で小一時間。ウォルゲ駅から少し歩いた渠台住宅の二階に、七十五歳のソウル在住の金秀子（キム・ハクスン）さんの自宅がある。小島さんと、声優川教員の山田健一郎さんは、ソウル在住の金秀子（キム・ハクスン）さんの自宅

キム・スジャさん(サラ
ン教会副牧師)の案内、通
訳でハクソンさんを訪ね
た。他に日本人と在日韓
人の女性が加わって、男
性二人、女性三人での訪
問となった。

七十七歳の山田さんは、
八月の第一回募金受け渡
しで訪問以来、ハルモニに
接会して謝罪し、対話を
したいと強く願ひ、折って
いた。今回それが実現した
かたちだ。

ヨシヤン）で運行され、戦
場で三か月の間、慰安婦と
して働かされたあと、脱出
に成功し各地を遊下した
とを語った。戦後、経歴を
隠して生きた。一九九一年
被俘者のなかで最初に名乗
りを挙げたのは「日本政府

人に神

衆人を驚かせ、身を覆わせる
 ほど感動しました。『百數十
 人もの被褥者がいることを
 知り、自分のことだけでな
 く人権問題として筋の通つ
 た取り組みをする責任を思
 い定めた。』
 穏やかに話すようにハクク

い」を結す。

「戦争のとき、日本の雄

「園台で買った柿を食べ
ましようか」——それが
らハクスンさんは、近所
に住んでいるもう一人の被
害者、ソシ・バンナムさん
に電話をかけ、出向いて
もらった。

ソシさんは、ラバウルな
ど激戦地に面かう兵隊輸送
船に同乗させられ、船内
でも性のけけ口にされた。

田さんはハクスンさんに聞か
かって、日本人のおひめ私
たちの罪を赦して下さい」と、
手をついて頭を深く下げた。
ことはを多く語ることはで
きなかった。

ハクスンさんは、小島さ
んが身に著けられている「元寇
軍慰安所附難題クリスチャン
委員会」と手書きされたた
たき目を示した。小島さ
んが首の隅、肩の隅で

隊が泣いている状況も見た。また若い兵隊一人ひとりが悲かたとは思われない。彼らに命令した政府の判断や政治理念を問いた

い。

現在の日本政府には、被害者が置つているような被害者をかたむけ、歴史の事実をきちんと認めてほしいとい

た。ナイフと銃弾で傷つけれ
れた仲間もいるし、自らも
目の前で力を振り回す軍人
に脅かされ、何度も殴られ
た。なつこい人柄のソニン
さんは、酔かた、時おり涙
をぬぐいながら体験を終っ
た。



写真上↑キム・ハクソンさん（左からう人目）の話を聞く訪問者。テーブルの上には使い古された聖書が乗っていた。写真下↑キムさんは、被害者のなかで最初には元佐軍慰安婦であることを名乗り出した

人は一日日本人が神國を信じる事とができるなんて……日本人の牧師さんが来てくださったのは初めてです」と話し、小島さんに祈りを求めた。「アーメン」と和すハクスンさんの卓上には、使い古された聖書が置いてあった。

日本人が神様を信じる
ことが出来るなんて……

島牧師ら

が歴史的事実をなにごとにしていると思つたから」な
つた。

赤ん坊のとき、父親が繁
兵に殺され、母一人に育て
られるなかで教会に通ひ、
「手を離すてはいけな
い」と教えられた。名乗りを
擧げるとを道して「自分が
神の前に、うそ偽りのない
人間である」とを示したか
ら」。

道德觀念の厳しい風

土のなか、当初は幾度指を
指されることも多かった。
ハクスンさんをきつかけ
に続々とハル主「二たちが名
乗りを挙げ、一身を賭ける
ほど感動しました」。百數十
人もの賛成者がいることを
知り、自分のことだけでな
く人間問題として筋の通つ
た取り組みをする責任を思
ひ定めた。

「戦争のとき、日本の兵
とがでまきみうにしてはじ
い」と話す。

スズさんは、**韓国**の春香て
すら歴史的事実を知らな
い。日本の若者ならなおあ
らです。戦争は私たちのよ
うな不幸を生む。四国の有
い世代の人たちが、歴史の事
実を知って仲良くしてほ
しい。国の間で憎しみ合う
ことをやめ、平和でいるぞ
とがでまきみうにしてはじ
い」と話す。

「慰勞金のよこしたお金を渡せばおさまる」と駭々しく思っているうちにそれをぬけ取るまじきまじきやうな」

◇ ◇

「腰袋で改つた袖を女へましようか」——それからハクスンさんは、近所に住んでいるもう一人の被褥者、ソーン・バンナムさんに

地域の話を
全国へ



〔9面関連記事〕

募金への波紋

小島さんは訪問の間、地下鉄に乗る時も歩く時も終始「元従軍慰安婦謝罪クリスチャン委員会」と書かれた「たすき」をかけた行動をした。報告会でその理由を話した。

「日本の教科書にもよく、アジア各国での日本の残虐な行いが書かれやうになった。けれども、その問題を解決するためにはどうしたら、と後日贈れる」

「どうも、しなればね」

協議会とも連携して熱心に取り組んでいるが、「政治的に難しい情勢のなか、よく募金を受け取ってもらえませんでした」と哀しく、

小島さんのような個人の有志が使命感を持って行動

韓國で、幅広く結束して
従軍慰安婦問題に取り組む
「市民連帯」の輪から、「ど
うして日本のキリスト教
は、いろんな団体がばらば
らになつて来るのか。一本

た「日本基督教派キリスト
教徒費賣告白老」の中心人
物の一人、登喜勝也さん(日
キ教会・横浜長老教会牧
師)から、関東でも、関西
で突破口を開いてくれた務
員に共同して取り組んでほ

●目標持ち三宮
駅前で募金も
小島さんは、キムさんが

自由な個人が突破口
教派的理解の努力も

●老世代から
若者への願い

モニらが一緒に余生を送れるような施設がほしい、と願っていることに触れ、そのういう目標を持てるなり、今度は三好の駅前に立つて

た明知大学筆名のユウ・サングンという人が、ソウルに日本人クリスチャンを数人送ってほしい。そして彼らに罪を誘ったすきをつけて衝を抜いてほしい、と懇うんです。たけど、実現することがかんかった。ユウ・サングンはもういなくなったけど、ねえ。附刑を明確に、体で表現したかったという。

●教派的動き
のジレンマ

日本キリスト教会・神戸
浸信教会牧師の田中鄭（ひ
ろし）さんへは、関西超
教派牧師会がハルモニラ
に研金を実際に届けたこ
とに驚く人が日キ教会内に
多くいると結した。日キ教
会は戦前からの歴史のなか

し、隅りからそれを防げる。ところで突破口を開いた今同様の手法が良かつたのではないかと、この田中さんの著書に、小島さんは「何が何かわからんうちに、皆さんの祈りで道が開かれましたなえ」とこたえた。

の発言があったことが随處に上った。市民連帯が日本での活動に対して喚起している課題でもある教科書問題や、政府に対する発言を行うにしても、横の結束が必要であり、そのための働きかけを行うべきではないかとの議論があった。

具体的には、関西型教派

た勢金（なせがね）なのかから僕がに十
二万ウォン（約二万六千円）のキ
ム・ハクスンさんが話して
くれ、その笑顔が何ともう
れしそだったと報告、「私
は敬老の目に、一、二万円
ばかりのお金をもらうが、
その心がとてもうれし
い。だからキムさんの気持ち

次回の集会は一月十七日午後二時、芦屋川教会で、野金は郵便振替1011220・1・88329「笹平恵安婦科罪刑リスチャン孫位」ハルモニに届ける手紙、み物は千鶴、芦屋市福祉町七ノ二六、芦屋川教会へ。

大阪支局
〒530 大阪市北区
梅田3-2-14
☎ 06 (348) 0562



11/23₊

12/25_木

粗品進呈

ライフセンター大阪東店
TEL 06-344-3948
FAX 06-344-3850
＜通帳販売＞お電話でOK！

この要指標二石れに韓国の場合、十分に練られた立派な声明文を持って行くことよりも、具体的な愛の行動が喜ばれますね」

日本イエス・キリスト教

キリスト教団体で同様の問題に取り組むところに知らせ、機関紙などで紹介してもらえるのでは、という案が出された。」とにかく輸入

なみに山田さんも阪神大震災で家が全壊した被災者の一人だ。

幅広い連帯で力つけ
ハルモ二の家建設へ

「チマ チョゴリとの和解」

平和の祈り

わたしを あなたの平和の道具としてお使いください
憎しみのあるところに 愛を
争いのあるところに ゆるしを
分裂のあるところに 一致を
疑惑のあるところに 信仰を
誤っているところに 真理を
絶望のあるところに 希望を
暗闇に光りを
悲しみのあるところに喜びをもたらすものにしてください
慰められるよりは 慰めることを
理解されることよりは 理解することを
愛されることよりは 愛することを
わたしが求めますように
私たちは与えるから 受け
許すから ゆるされ
自分を捨ててこそ 永遠のいのちをいただくのですから

禾口角解の道 キリストの山上の説教から 新約聖書マタイ福音書5章21-26節

昔の人々に「殺すな。殺す者は裁判を受けねばならない。」と言われていたことは、あなたがたの聞いている所である。しかし、私はあなたがたに言う。兄弟に対して怒る者は、だれでも裁判を受けねばならない。兄弟にむかって愚か者という者は、議会に引き渡されるであろう。また、馬鹿者と言う者は、地獄の火に投げ込まれるであろう。

23 だから、祭壇に供え物をささげようとする場合、兄弟が自分に対して何かうらみをいだいていることを、そこで思い出したなら、その供え物を祭壇の前に残しておき、まず行ってその兄弟と和解し、それから帰ってきて、供え物を捧げることにしなさい。

25 あなたを訴える者と一緒に道を行くときには、その途中で早く仲直りしなさい。そうしないと。その訴える者はあなたを裁判官にひきわたし、裁判官は下役にわたし、そしてあなたは獄にいれられるであろう。よく、あなたに言うておく。最後の一コドラントを支払ってしまうまでは、決してそこから出てくることはできない。

○ 使徒パウロの手紙 新約聖書 第二コリント人への手紙 5章14-19節

キリストの愛がわたしたちに強く迫っているからである。わたしたちはこう考えている。一人の人がすべての人のために死んだ以上、すべての人が死んだのである。15

そして、かれがすべての人にために死んだのは、生きている者がもはや自分のためではなく、自分のために死んでよみがえったかたのために、生きる為である。16 それだから、わたしは今後、だれをも肉によって知ることはすまい。かつてはキリストを肉によって知っていたとしても、今はもうそのような知り方をすまい。17 だれでもキリストにあるならば、その人は新しく造られた者である。古いものは過ぎ去った。見よ、すべてが新しくなったのである。18 しかし、すべてこれらのことは、神から出ている。神はキリストによって、わたしたちをご自分に和解させ、かつ和解の務めをわたしたちに授けてくださった。19 すなわち、神はキリストにおいて世をご自分に和解させ、その罪過の責任をこれに負わせることをしないで、わたしたちに和解の福音をゆだねられたのである。

20 神がわたしたちをとおして勧めをなさるのであるから、わたしたちはキリストの使者なのである。そこで、キリストに代わって願う。神の和解を受けなさい。21

神は私たちの罪のために、罪を知らない方 -キリスト- を罪とされた。それは、私たちが、彼にあって神の義 < わたしたちが当然そうあらねばならない状態、神の恵みによって良しとされ、受け入れられて、神との正しい関係にあること > となるためなのである。

○ 使徒パウロの手紙 新約聖書エペソ人への手紙 2章13-17節

ところが、あなたがたは、このように以前は遠く離れていたが、今はキリスト・イエスにあって、キリストの血によって近いものとなったのである。キリストは私たちの平和であって、二つのものを一つにし、敵意という隔ての中垣を取り除き・・平和をきたらせ・・十字架によって神と和解させ・敵意を十字架にかけて滅ぼしてしまったのである。それから彼はこられた上で遠く離れているあなたがたに平和を宣べ伝えられたのである。

○ コロサイ人への手紙1章19- 神は、御旨によって、御子のうちにすべての充ち満ちた徳を宿らせ、そしてその十字架の血によって平和をつくり、万物、すなわち地にあるもの、天にあるものを、ことごとく彼によってご自分と和解させてくださったのである。

あなたがたもかつては悪い行いをして神から離れ、心の中で神に敵対していた。しかし今では、御子はその肉のからだにより、その死を通して神と和解させ・・神前に立たせ・

「教会と国家―右傾化する時代における信仰と宣教」

2007 年 11 月 26 日、於・神戸改革派神学校

発表者：大阪キリスト教短期大学教授、日本フリースタイルメソヂスト教団大阪日本橋キリスト教会牧師 津村 春英

はじめに

- ・「救霊が先決」？を教えられて育ったキリスト者の社会的関心。
- ・表題に関して、特に聖書学(聖書をどう読むか)の観点からも述べてみたい。

I. 戦前、戦時下の旧日本自由メソヂスト教会

- ・1939(昭和 14)年に宗教団体法が施行され、1941(昭和 16)年に日本基督教団が成立した際には、日本自由メソヂスト教会は第 8 部日本聖化基督教団(日本ナザレン教会東部部会、同西部部会、日本同盟基督協会、世界宣教団)に組み入れられた。

『日本基督教団史資料集』第一篇日本基督教団の成立過程(1930-1941 年)、日本基督教団宗教研究所教団史料編纂室、1997. 同 283, 302, 308 頁に代表者として土山鉄次の名が見られるが、1941(昭和 16)年 6 月の日本基督教団創立委員会のメンバーには日本自由メソヂスト教会の代表者の名前は見られない。また、迫害記録や投獄者や殉教者の中にも教団関係の名は見られない。

- ・国旗の位置：日本橋教会に伝えられている話。

II. 戦前、戦時下の日本の教会概観

- ・日本のキリスト教会は、政府が昭和 5 年 5 月 28 日に発表した「神社問題に関する進言」に対しては反対を表明した。日本自由メソヂスト教会もそこに名を連ねている。このように昭和初期にはキリスト教会は神社参拝には反対していた。

三、神社を宗教圏内に置くものとせば、直接にも間接にも宗教行為を国民に強制せしめざる事。

四、思想善導及び教化事業等の進行に方っても、国民各自の良心の自由を重んじ、所謂生徒参拝強制問題、神棚問題等の如き恨事を惹起せしめざるようせられたき事。

(参照)石浜みかる『変わっていくこの国で』戦争期を生きたキリスト者たち、日本キリスト教団出版局、2007.

(参照)昭和 16 年 12 月 9 日『教団時報』より「重大時局に際し各教会に告ぐ」

我等日本国民たる基督者は今次宣戦の意義を諒解し、国家に赤誠を捧げ国土防衛に挺身戮力するは勿論、進んで統後奉公実践に萬全を期し遺漏なからんことを期さねばならぬ。(下線は筆者による)

(参照)昭和 19 年 8 月「決戦態勢宣言」

「戦争一本の決戦態勢を整へ、全国諸教会一致結束してわが国民の士気の高揚と戦力の飛躍的増強とに努め…」

(参照)昭和 19 年復活祭の日「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書翰」

日本基督教団 統理者 富田満

第一章

彼ら敵国人は白人種の優越感といふ聖書に悖る思想の上に立つて…敵米英の基督教は、自己を絶対者の如く偶像化し、嘗て使徒がまともに其の攻撃に終始したユダヤ的基督者と同一の型に嵌ったのである。…純真な信仰を有っていたならば、かかる反聖書的な東亜政策を採るに到らなかったであろう。…我らは聖書に基づく洞察と認識によって彼らの現状を憐れむと共に、この不正不義を赦すべからざるものとして憎まずにはいられない。…我が日本の聖戦の意義を愈々(いよいよ)明確に表示し… (下線は筆者による)

第二章

…抑々我が日本帝国は、萬世一系の、天皇これを統治し給い、国民は皇室を宗家と仰ぎ、天皇は国民を顧み給うこと親の子におけるが如き慈愛を以てし給い、国民は忠孝一本の高遠なる道徳に生き、その国柄を遠き祖先より末々の子孫に伝えつつある一大家族国家である。我ら国民は、…天皇の御徳に応え奉り、この大君のために己自身は申すまでもなく親も子も、夫も妻も、家も郷も、悉くを捧げて忠誠の限りを致さんと日夜念願しているのである。

第四章

大東亜共栄圏の建設という地上に於ける次の目標に全人を挙げ全力を尽くさなければならぬ。

(参照) 蔵田雅彦『天皇制と韓国キリスト教』日本キリスト教史双書、1991

日本のキリスト教会も戦争協力に邁進し、ローマ書十三章を集会の前に朗読し、国家への忠誠を誇示しようとした。そればかりでなく、植民地韓国のキリスト教会にたいして神社参拝を国民儀礼として受け入れるよう説得する役割を引き受け、日本の韓国支配に協力した。さらに、1939年に宗教団体法が施行されると、それまではとても考えられなかった教派合同が勧められ、1941年には日本基督教団が成立した(54頁)。

韓国のクリスチャンの信仰的立場は唯一神信仰と再臨信仰(78頁)。韓国においては、天皇制支配と韓国キリスト教の対立の最大の争点は神社参拝問題(106頁)。富田は教団を代表して韓国教会の神社参拝の説得を働きかけた鈴木正三「隣人なき天皇制とキリスト教」『天皇制の神学的批判』新教出版1990 韓国のキリスト教は第一戒がその信仰の中心にあり神社参拝にも抵抗し得たが、日本の教会はその点が曖昧であったため結果的に神社非宗教論を受け入れることになった、ということである。植村の信仰理解も富田満の韓国教会に対する神社崇拝の説得も…日本の天皇制に対する弱さを明快に分析した点は評価すべきであろう。(265頁)。(下線は筆者による)

(参照) 上中栄「天皇制は偶像なのか」『日本の宣教と天皇制』、いのちのことば社、2001.

教育勅語 1890. Cf. 内村鑑三の不敬事件 1891年 大日本帝国憲法第28条の条件付「信教の自由」

内村は天皇の神格化は拒否したが、天皇制は退けたわけではない(90頁)。

植村は…「日本のキリスト教徒は陛下の御宇において、信教の保障を与えられ、安らかに神を信じ、道をつたうことを得たり」(1905年)と述べた。この天皇に対する態度は、基本的には内村鑑三と同じである(91頁)。

日本基督教会の大会議長、後に日本基督教団統理となる富田満は、1938年、朝鮮に赴き朝鮮のキリスト者を論じた。「諸君の殉教的精神は立派だが何時日本政府はキリスト教を棄てて神道に改宗せよと迫ったか、その実を示してもらいたい。国家は国家の祭祀を国民としての諸君に要求したに過ぎまい。警官が個人の宗教思想を以て諸君に迫ったというのが国家は斯ることを承認していない。基督教が禁圧せらるるときにのみ我らは殉教すべきである。明治大帝が万代に及ぶ大御心を以て世界に類なき宗教の自由を賦与せられたものを漫りに遮るは冒瀆に値する」(「福音新報」第2211号、戸村政博『神社問題とキリスト教』新教出版社、304頁)。しかし、その後、朝鮮においては神社参拝を拒否し、2000人以上のキリスト者が投獄され、朱基徹牧師ら50人以上の牧師たちが殉教した。さらに日本基督教団成立後の1942年、富田は伊勢神宮に参拝し、教団成立を「報告」し、その後の発展を「希願」した(94頁)。

Ⅲ. 権威への服従—初代教会のキリスト者の限界？

- ・旧約聖書の預言者たちは、例えば、列王記上 18 章、エリヤがカルメル山上でのバアル預言者たちと対決。ダニエル 3:14 王は彼らに言った。「シャドラク、メシャク、アベド・ネゴ、お前たちがわたしの神に仕えず、わたしの建てた金の像を拝まないというのは本当か。」…3:18 「そうでなくとも、御承知ください。わたしたちは王様の神々に仕えることも、お建てになった金の像を拝むことも、決していたしません。」と、断固として偶像礼拝や世の権力と戦った。
- ・しかし、新約聖書ではどうであろうか？ 聖書の読み方とのかかわりもあるが、どう読むか？
①字義通り、②自分の都合の良いように、読み込み、③同時代の社会の枠組みを考慮して読む。
- ・下記の新約聖書の箇所において、初代教会のキリスト者の周囲に対する信仰態度を見る。

A. ローマ書 13 章

新共同13:1 人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものだからです。

Πᾶσα ψυχὴ ἐξουσίαις ὑπερεχούσαις ὑποτασσέσθω. οὐ γὰρ ἔστιν ἐξουσία εἰ μὴ ὑπὸ θεοῦ, αἱ δὲ οὖσαι ὑπὸ θεοῦ τεταγμέναι εἰσίν.

- ・宮平望の主張(2007. 11. 3 キリスト新聞、「神の下にある権威」)に対して、ὑπὸ θεοῦ は ὑπό(+ 属格)は「神による」であって「神の下に」ὑπὸ (+対格)ではない。
- ・宮田光雄『権威と服従』近代日本におけるローマ書十三章、新教出版社、2003。
ローマ書十三章の解釈史、特に 1930 年代から 40 年代の神学者、社会学者などをあげている。238 矢内原忠雄「信仰によって悪は憎み、善は親しみつつ権力に服従する時、始めてその服従は偽善的とならず、自由なる、義しき、良心的なる服従となるのであります。之によって我々は一方に於いて国家の腐敗の場合これを責める預言者であると共に、他方に於いて常に国家の権力に対する良心的服従たり得るのです。否、国家権力が神より出たものであることを知って之を重んじずればこそ、それが濫用せられる時預言者は黙さないのです。」
- ・ジェームズ・ダン J. D. G. Dunn, Romans 9-16, WBC, 1988, p. 774 この勧めは、古代の政治に関しては全く無力な人々の脈絡で使われているのであって、現代のような何らかの政治的行動を起こすことができ、為政者が正しい政治を行っているかを審判ができる民主的な時代とは違う……もし、政府が市民のための良い政治のために神に仕えていない場合にこの聖句を用いることはパウロの目的と続くことばの文脈の意味の双方の全くの誤用になるであろう。

B. ペトロ一、テモテ一、テトス書

- ・ペトロ一 2:17 すべての人を敬い、兄弟を愛し、神を畏れ、皇帝を敬いなさい。
- ・テモテ一 2:1 そこで、まず第一に勧めます。願いと祈りと執り成しと感謝とをすべての人々のためにささげなさい。 2:2 王たちやすべての高官のためにもささげなさい。わたしたちが常に信心と品位を保ち、平穏で落ち着いた生活を送るためです。
- ・テトス 3:1 人々に、次のことを思い起こさせなさい。支配者や権威者に服し、これに従い、すべての善い業を行う用意がなければならないこと、 3:2 また、だれをもそしらず、争いを好まず、寛容で、すべての人に心から優しく接しなければならないことを。
- ・島田和人「第一ペトロはロマ書に依存するか」『日本の神学 2』ATD・NTD 聖書註解刊行会、1996。122 頁参照。「権威への服従」という思想は、疑いもなく (HT ペトロ一とローマは) 同じです。…これらの 2 箇所およびテ

モテ 2:1-2 やテトス 3:1 の背後に、権威への服従を教える初代教会の伝承の存在を想定すべきであります（下線は筆者による、HT:筆者補足）。

C. パウロの信仰の生活態度

ローマ書 12 章以外で特徴的ないくつかの箇所について

1) コリントー 7:21 奴隷と自由

²¹ δοῦλος ἐκλήθης, μή σοι μελέτω· ἀλλ’ εἰ καὶ δύνασαι ἐλεύθερος γενέσθαι, μᾶλλον χρῆσαι.

新共同訳 7:21 召されたときに奴隷であった人も、そのことを気にしてはいけません。自由の身になることができるとしても、むしろそのままにいなさい。

新改訳 7:21 奴隷の状態で召されたのなら、それを気にしてはいけません。しかし、もし自由の身になれるなら、むしろ自由になりなさい。

口語訳 7:21 召されたとき奴隷であっても、それを気にしないがよい。しかし、もし自由の身になりうるなら、むしろ自由になりなさい。

chrēσαι は chráomai のアオリスト命令形だが、目的語がない。世界の翻訳の傾向は「奴隷のままで」を採用。他にフィレモン書。

(参照) 荒井献『初期キリスト教史の諸問題』新教出版社、1973.

2) コリントー 8-10 章 偶像に献げた肉の問題

Haruhide Tsumura, Food Sacrificed to Idols of the First Corinthians in Japanese Context, 『神学と人文』第 28 集、1988. 参照。神の栄光をあらわす生き方を。

3) 使徒 16:3 なぜ、テモテに割礼を受けなければならなかったか(ルカの手によるが)。

おわりに

1). 祭司として(信仰)：もっと世界平和の祈りを

- ・ 河辺貞吉『神第一』日本自由メソヂスト日本橋教会編、昭和 13 年、1 月 23 日礼拝説教。
- ・ 河辺貞吉『大東亜戦争と基督者の使命』(昭和 17 年 4 月 5 日発行)「最大のキリスト者の使命は『執り成しの祈り』であり、『日本のため、米英のため執り成さねばならぬ。われらが新約の祭司として祈らねば…』」
- ・ 河辺貞吉『神の河』河辺全集刊行会、昭和 16 年、82 頁 毎朝、日支の平和のために祈る。

2) しかし、預言者として(宣教)：「神の国」の宣教を

- ・ 深井智朗『政治神学再考』プロテスタンティズムの課題としての政治神学、聖学院大学出版会、2000. 教会と国家の関係、徹底的にプロテスタントであれ。
- ・ 古屋英雄『神の国とキリスト教』教文館、2007. 教会は「神の国」を語らねばならない。「神の国を語らなかった」ことが、天皇制ファシズムの時代に妥協した教会の原因であることを指摘している。

1. 〔改革長老教会とキリスト王権〕：改革長老教会は、宗教改革の流れにあつて、主に **John Calvin** を中心とする **Geneva Model** を目指した **Puritan** と共通する信仰が **Scotland** で得た実である。**Calvin** の下でも学んだ **John Knox** の **Scotland** 宗教改革(1560)、および **National Covenant** による第二宗教改革(1638)と、その後の **Covenanter** たちの王なるキリストへの信仰の自由のための証しの闘い(1660-1688)を踏まえて、1743 年に **Scotland** で **Reformed Presbytery** を形成して **Scotland** 国教会から独立して成立した教派である。源流から出た長老教会で、ウェストミンスター信条(1643-)に立っている。現在、アイルランド・アメリカ/カナダを中心に、スコットランド・オーストラリア・日本・キプロス・中国にある。その形成の歴史は、宗教改革の「**Christ Saves**」のみでなく、「**Christ Reigns**」の原理を体現しており、18世紀以後の **decay** の時代に教会が理性主義と敬虔主義に逃避していく中で、国家に対するキリスト王権の証しを主張し続けているため、結果的に近代福音主義が主流となる現在の世界の教会の流れの中では独特と見られやすい存在になっている。
2. 〔教会と国家の権威の聖書的基礎〕：キリストの王権の教理がその基礎である。OTでは、創造の際の文化命令に既に示唆があるが、具体的にはシナイ山での **Theocracy** の形成が、その土台となる **Covenantal** な枠組み（十戒を実質的核とする）を示しており、ダビデ契約（2サムエル7）でその中心のキリストの王権が預言される。預言書は、その世界的実現が聖霊による更新によることを預言する。そしてOT正典は「契約と王権」がテーマで集約され、王なるキリストによる契約の国の実現に備えるものとなっている。(Ez38:24-28)これは霊的領域のことだが、その実現は選ばれた信仰者の集いである教会のみならず、世界の国々を覆う支配となることが明白に預言され続ける。この構造自体は、聖書を一貫しており、NTになっても変わらない。NTで、イエスキリストの福音は、個人の救いにとどまるものでなく神の国の福音であり、復活のキリストの大宣教命令も、一切の「権威」が与えられたとの、キリストの世界王権の宣言であり、詩篇2篇や145編の幻の成就である。この幻をパウロは「奥義」の成就と呼ぶ。(Eph1:20-23, 3:6; Col.1:13-20) 現在の世界は、したがって、天にいましたもう復活のキリストの王権支配の下にあり、黙示録12章などが示すように神の国の勝利の証しの闘いがこの地上で進んでいる時代である。それは、教会にゆだねられたキリストの王

権:みことばの權威と、国々にゆだねられたキリストの王権のかかわりの中で、証しの戦いが、キリストのご支配のときを望みつつ進んでいる。教会史とは、教会と国家のキリストからゆだねられた權威の相克の歴史である。救いの目的は、罪と滅びへの勝利が、現実の神の国の永遠の命に體現され、国々の個人と家庭と社会の中に神様のみ心への従順が実現し、真実な礼拝の民が形成され、神さまの栄光が現われることである。したがって、聖書的には、教会と国家の両者は、キリストの王権の下で神の国の到来のために働くべく備えられた器である。この視点から、私たちのおかれた国家への証しを教会はすすめなければならない。

3. **【組織神学におけるキリスト王権】**: (1) 神としての当然の王権、(2) 神のご聖定において世界のご計画をゆだねられた、仲保者としての王権—
a. 力の宇宙的王権、b. 恵みの教會的王権 (L.Berkhof: ST p406, A.A.Hodge: Outline p428 Ch.27 Mediatorial Kingship of Christ, Wm.Symington: Messiah the Prince, Alexander McLeod's thesis: Messiah, Governor of the Nations of the Earth) このうち、ウエストミンスター信条など宗教改革の段階では、教會王権を中心とした論述になる。それは、聖書にある仲保者的な国々への宇宙的王権を視野においていないわけではなく、前提としている。それが、国家の權威の状況が中世末期以降の **Nationalism** な台頭により変化して、一層の自覚の必要を認識した先覺的神学者たちが、近代の諸国家乱立の状況を聖書的に捉えるため、国家の王としてのキリストの認識を聖書的に確認する努力を展開するということではないか。
4. **【日本における適用】**: Johannes G. Vos: Christian Missions and the Civil Magistrate in the Far East (Westminster Theological Journal 所収 増永俊雄訳「極東におけるキリスト教宣教と国家権力」) (1) 教會のもつ宗教の自由の概念の問題、(2) 日本国家による信仰の自由の侵害の旧満州における事例: 教育政策・国家儀礼・法統制、(3) 国家の要求に対する教會と宣教団体の反応:、(4) 聖書の求める惡への同意拒否。
60年以上がたつ今もこの論文の内容がそのまま日本の状況に当てはまってしまうということは、どういうことか。それは、われわれが自覚できていない、重大な聖書的問題が、日本において教會と国家の間で、今も変わらず存在しているということではないか。それに、聖書的な教會国家觀の確立から、教會は対処しなければならない。靖国神社問題・国旗国歌問題・天皇制とのかかわりの問題などである。むしろ、日本の教會は、そのような教會と国家の問題について、明白に証ししうる立場にある。それは、アメリカや中国や韓国の教會の将来にも益するであろう。

『スコットランド教会史における<教会と国家>』

遠藤克則 (神戸神学館)

0 序 — 今、日本でスコットランド史に学ぶ意義 ¹ —

1. 明治憲法 — 天皇を中心とする国家の問題 ² —
2. 日本国憲法 — 価値多元化する国民の“人権”の問題 ³ —

I スコットランド第一宗教改革(1560-1567)とその後

1. ジョン・ノックス: 『第一規律書 (The First Book of Discipline)』 (1560年) ⁴
2. アンドリュー・メルヴィル: (a) 『第二規律書 (The Second Book of Discipline)』 (1578年) ⁵
(b) 国王ジェームズへの“二王国”演説 (1595年) ⁶

II スコットランド第二宗教改革(1637-1651)

1. 国民契約 (The National Covenant) (1638年) ⁷
2. 厳粛な同盟と契約 (The Solemn League and Covenant) (1643年) ⁸
3. サムエル・ラザフォード: 『法と王 (Lex, Rex)』 (1644年) ⁹

III 共和制イングランド(The Commonwealth of England [1649-60])のオリヴァー・クロムウェルによるスコットランド王国の支配(1651-1660) ¹⁰

IV 王政復古と殺戮時代(1660-1688)

1. チャールズ2世による《王政復古》(1660年) ¹¹
2. 《殺戮時代 (The Killing Time)》 ¹²

V 名誉革命(1688)

オレンジ公ウィリアムとメアリのブリテン島上陸 ¹³ を契機とする《名誉革命》体制 ¹⁴

イングランド → 国教会は主教制 (prelacy)。長老制は定着せず、多くのピューリタンは
“単立教会”として存続。議会の権限が確立される。
スコットランド → 国教会は長老制。教会権の国家からの自立を巡る攻防が展開。

VI むすび — 今、日本でスコットランド史に学ぶ意義 —

- 教会論的に: 教会権の[国家やローマ教皇からの]独立 — 教会の王であり頭であるキリスト — ¹⁵
- 国家と法の課題として: 立憲主義 (constitutionalism) の意義 ¹⁶
- キリスト教世界観の課題として: “一と多 (one and many)”の問題と 三位一体の神 ¹⁷

以上

¹ 「日本の教会はリヴァイヴァルの祈禱会によって1872年に始まったが、ついに国家からの自立はこのリヴァイヴァル精神の中からは生まれなかった。・・・」 トマス・ブラウン『スコットランドの教会と国家』（すぐ書房、1986年）に寄せられた東京告白教会の渡辺信夫牧師による日本語訳序より。

² 「そもそも歐洲に於ては憲法政治の萌芽せる事千余年、獨り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之が機軸を爲し、深く人心に浸潤して人心之に歸一せり。然るに我が國に在ては宗教なるものその力微弱にして、一も國家の機軸たるべきものなし。佛教は一たび隆盛の勢いを張り上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すとは雖（いえども）、宗教として人心を歸向せしむるの力に乏し。我國に在て機軸とすべきは獨り皇室にあるのみ。」 1888年[明治21年]6月18日、当時 樞密院議長職にあった伊藤博文による樞密院での演説より。下線附加。

³ Cf. 「すべての人が有している性的指向は、生得的なものであるというのが有力な見解となっています。しかし、現在、ゲイ・レスビアンなど特定の性的指向をもつ人を特殊ととらえ、人権や差別の問題として認識すること自体に懐疑的な風潮がみられます。一方国際的には、性的指向を理由とした差別を禁止している国もありますし、国連でも性的指向（Sexual Orientation）による差別の撤廃を課題として掲げています。私たちはこうした状況を踏まえ、当面次の施策を進めます。（1）性的指向による差別の実態について調査を行い、その結果に基づいて、教育・啓発のあり方について検討する。（2）学校・職場等での差別、雇用差別を解消するために、性的指向による差別の撤廃を人権教育に位置づける。」
社会民主党の『21世紀人権政策大綱』6－11 より。（下線附加）

なお、現在、欧米先進国で議論されているのが“Hate speech”の違法化の是非です。“Hate speech”とは、人種・性別・民族性・国籍・宗教・性的指向などに関して、その該当者の体面を傷つけるような発言（口頭であれ文書であれ）と一般には定義され、国によってはそれらが法律で禁止されています。もちろん、禁止する法律を制定した国によっても、“Hate speech”の範囲は異なるようです。

（参照記事 http://en.wikipedia.org/wiki/Hate_speech）

もし、そのような“Hate speech”を違法化した国で、牧師が講壇から同性愛を断罪するような説教をした場合には、牧師は国の議会が制定した法律によって断罪、場合によっては投獄されることになってしまいます。つまり、今日、民主主義の名の下で、國家が教会に介入してくる可能性が生じます。（国王から説教を禁じられた17世紀スコットランドのカベナントの牧師たち、かつて日本の植民地となった朝鮮半島における神社参拝強要、また、今日、共産圏における“地下教会”など、文脈は異なっても、そこには教会と国家の問題があります。民主主義や立憲主義において成熟していると考えられている欧米先進国においても、“Hate speech”の例に顕著なように、＜教会と国家＞関係がその背景に見えてきます。）

⁴ 《学校の必要性について》という項目の下には、次のような文章が見受けられます。

“Of necessity therefore we judge it, that every several church have a schoolmaster appointed, such a one as is able, at least, to teach grammar and the Latin tongue, if the town is of any reputation. If it is upland, where the people convene to doctrine but once in the week, then must either the reader or the minister there appointed, take care over the children and youth of the parish, to instruct them in their first rudiments, and especially in the catechism,…” （<http://www.swrb.com/> より。下線附加。）

さしずめ、今日の所謂“チャーチ・スクール”がスコットランド各地につくられることを、ノックスは夢見ていたわけです。

⁵ 第1章4項に曰く、

“This power and policy ecclesiastical is different and distinct in its own nature from that power and policy which is called the civil power and appertains to the civil government of the commonwealth; albeit they are both of God, and tend to one end, if they are rightly used: to wit, to advance the glory of God, and to have godly and good subjects.” （<http://www.swrb.com/> より。下線附加。）

教会に委ねられた権能が、為政者とは区別されることが明言されています。教会が、ある会員の信仰や生活を正そうとする場合（つまり、戒規-discipline-を実施する場合）、国家は介入できません。この考えは、後年、ウェストミンスター信仰告白（1647年）の30章1項にも受け継がれることになります。

現代のクリスチャンにとって、この地上に存在するのはせいぜい＜私という個人＞であって、“基本的人権尊重”という個人の権利を守る視座はあっても、＜教会＞を趣味のサークルと同列とみなしている限りは、上記のような＜教会＞の権威まではなかなか視野に入ってこないのが現実でしょう。

- ⁶ メルヴィル曰く、
"Sirrah, ye are God's silly vassal; there are two kings and two kingdoms in Scotland: there is king James, the head of the commonwealth; and there is Christ Jesus, the king of the Church, whose subject James the Sixth is, and of whose kingdom he is not a king, not a lord, not a head, but a member." (Wikipedia より)
- ⁷ この直接の背景としては、チャールズ1世（イングランド王兼スコットランド王）の片腕であったロード大主教（Archbishop Laud）の主導によって用意された『礼拝式文（The Liturgy）』（1636年）のスコットランド教会への強制がありました。トマス・ブラウン『スコットランドの教会と国家』 p. 108-14 など参照のこと。
- ⁸ チャールズ1世と内戦状態にあったイングランド議会とスコットランドとの間で締結された条約。イングランド議会側はスコットランドの援軍を期待し、スコットランド側はスコットランドの宗教改革がイングランドでも実践されて三王国（イングランド、アイルランド、スコットランド）の統一された宗教改革を期待しました。ロンドンで開催されたウェストミンスター神学者会議に、スコットランドから特命委員が急遽派遣されることになった法的理由も、この《厳粛な同盟と契約》にありました。参照：松谷好明『ウェストミンスター神学者会議の成立』（一麦出版社、1992年） p. 117-119, p. 176-196
- ⁹ ラザフォード曰く、
"If the people, as God's instruments, bestow the benefit of a crown on their king, upon condition that he will rule them according to God's word, then the king is made by the people conditionally." (*Lex Rex*, 59)
アバディーン大学教授（公法学）で、故ウィリアム・スティールが牧したギルコムストン・サウス教会の長老でもあるフランシス・ライアルは "[contra the Divine Right of Kings] Rutherford's *Lex Rex*, arguing that the law is king, not an autocrat, and that there is a sovereignty in the people to which monarch is subject. This view was based upon Covenanting principle..."と評価している。Francis Lyall, *Of Presbyterian & Kings: Church and State in the law of Scotland*. (Aberdeen University Press, 1980) つまり、ラザフォードは『法と王』において、神の法にもとづく《立憲主義》と《国民主権》とを《カベナンティング原則》に依拠して主張したという理解である。
- ¹⁰ イングランド議会軍の指導者であったクロムウェルは内戦にも勝利をおさめました。議会でも彼の所属する独立派(The Independents)が主導権を握り、ついに議会は1649年にはチャールズ1世を処刑。そして、クロムウェルの率いるイングランド共和国軍は、1651年にスコットランド侵攻を開始し、1652年5月頃までにはスコットランド全土を制圧。ここで留意すべき点は、スコットランド側は、たとえどんなに悪しき国王であっても王政の廃止やましてや国王の処刑は望んでいなかったということです。そして、長老主義のスコットランド教会は、今度は国王を頂点とする主教制(Prelacy)ではなく、独立派が主導するイングランド議会の軍隊の司令官であるクロムウェルの支配下に置かれることになりました。なお、1653年にクロムウェルは護国卿(The Lord Protector)に就任し、事実上、独裁者となります。
参照：J.G.Vos, *The Scottish Covenanters*. (Edinburgh: Blue Banner Productions, 1998 [first published 1940])
澁谷浩『オリヴァー・クロムウェル』（聖学院大学出版会、1996年）
- ¹¹ 重要な法律としては、これによって1633年以降のスコットランド議会の制定した法律を無効とする《廃棄令 (Act Rescissory of 1661)》、国王が教会に関する最高の権威を有するとする《国王の教会至上権令 (Assertory Act of 1669)》があります。参照：Vos, *The Scottish Covenanters*.
- ¹² 1662年10月、スコットランド枢密院は、司教に従う意思を示す文書を提出しない牧師からは聖職録を没収し説教を禁じる法令を發布。参照：トマス・ブラウン『スコットランドの教会と国家』 p. 132-5.
改革長老教会（カベナンター）の父祖たちは、そのころから秘密集会(Conventicles)で礼拝を守るようになりました。参照：Vos, *Ibid*.
- ¹³ オランダのオレンジ公は、スコットランドおよびイングランドの王であったチャールズ1世の孫にあたるとともに、その妻メアリはジェームズ2世の娘であった。1688年11月5日、イングランドに上陸。
- ¹⁴ イングランド議会においては《権利章典 (Bill of Rights of 1688)》、スコットランド議会においては《権利要求章典 (Claim of Rights of 1688)》が可決。
また、スコットランド教会においては長老制が復活するものの、スコットランド第二宗教改革の成果であった《国民契約（1638年）》や《厳粛な同盟と契約（1643年）》は廃棄されたままであった。
また、イングランド教会においては引き続き主教制が温存されたため、ウィリアムとメアリは二王国に

において異なる教会政治形態を許容したことを意味します。名譽革命の意義は広範に亘りますが、爾後、国王の権限が益々議会へと移譲されることになります。専制的な国王にかわって、議会が“人民の名において”権限を増していくことになるのが、良きにつけ悪しきにつけ、それ以後の英米における立憲政治の潮流となっていく。

参照： Douglas Kelly, *The Emergence of Liberty in the Modern World: the influence of Calvin on five governments from the 16th through 18th century*. (Presbyterian & Reformed, 1992) Lyall, *Of Presbyterian & Kings: Church and State in the law of Scotland*.

- ¹⁵ “The Lord Jesus, as King and Head of his church, hath therein appointed a government, in the hand of church officers, distinct from the civil magistrate.” *Westminster Confession of Faith (1647)* Ch. 30 Art.1 [underline added] 邦訳は「主イエスは、教会の王またかしらとして、教会に、国家的為政者とは別個の教会役員の手にある政治を定められた」（日本基督改革派教会訳『ウェストミンスター信仰告白』より）
もともと、そもそも英米の宣教地としてプロテスタントの伝道が展開された日本においては、イエス・キリストが個人的な救い主(personal Saviour)である点こそ力説されることはあれ、同じお方が教会の王(king)であることがどれほど意識されたかは疑問の残る点である。この いわば“過度の救済論的集中”ともいえる傾向はひとり敬虔主義や福音派だけの問題ではないと思われる。

- ¹⁶ Cf. 福田歓一 『近代民主主義とその展望』（岩波書店、1977）、38－46頁
芦部信喜 『憲法 - 新版 補訂版 -』（岩波書店、1999年）、13－17頁
樋口陽一 『個人と国家』（集英社、2000年） 84－98頁

- ¹⁷ “...the whole problem of philosophy may be summed up in the question of the relation of unity to diversity; the so-called problem of the one and many receives a definite answer from the doctrine of the simplicity of [triune] God” Cornelius Van Til, *Christian Apologetics*. (Presbyterian & Reformed, 2003 [second print]) 25.

“The diversity and the unity in the Godhead are therefore equally ultimate; they are exhaustively correlative to one another and not correlative to anything else.” Van Til, *ibid.* 29.

Cf. 近藤勝彦 『デモクラシーの神学思想』（教文館、2000年）

日本福音主義神学会
西部々会・秋の研究会
於：神戸改革派神学校
(2007. 11. 26)

「教会と国家——右傾化時代の信仰と宣教」
～ルター神学の立場からの一視点～
発題：橋本昭夫（神戸ルーテル神学校）

1. 「右傾化」とは

- あ) 政治的イデオロギーにおける右傾化（あるいは左傾化「もしそういう用語例があれば」）とは何か。あるいは、その特定の方向を言い表わすものであろうが、それは具体的に何を指示しているのであろうか。おそらく複雑なイデオロギー的背景・深層を包括していることであろう。
- い) 当面、「右傾化」というのは、たとえば、「自由・平等・博愛」と言った、いわゆる（政治的に）「リベラル」な方向に対して、民族の誇り、民族の純粋性の保持、個よりも全体を重んじようとする全体主義、英雄主義、選良主義などが挙げられるであろう。このように考えると、「右傾化」は必ずしも日本だけの現象ではないであろう。それは人間にとって「普遍的」な何かを前提としているであろうことは予想できる。
- う) こと日本の「右傾化」であるが、それは具体的にどのような現象を指して、現代日本を特徴づけているのであろうか。日の丸を正式に国旗とし「君が代」公立諸学校（私立諸学校にも？）において「起立」して斉唱することを強制するなどに現れている「復古的・反動的」な思想——天皇主義・国家主義——であり、それがもたらすであろう、信教の自由の蹂躪、憲法「改正」などへの動きを指すと、当面、言えよう。
- え) このような「右傾化」は、やがて「いつか来た道」に舞いもどり現平和憲法をという遺産を無にし、また戦争への道を開き、内外に無意味な犠牲を強いることになりはしないか、また信教・思想・結社の自由を奪い、「ひとりのために多くが死ぬ」という状況をもたらしはしないかの懸念を生む。
- お) そもそも右傾化への原動力となっているのは何か。それは、いわゆる「民族の誇り」への求めであり、かつての「誇り」を回復しようとする、反動的運動と言えよう（反動と言う限り大きな「自由化」の流れに対する半作用となろう）。日本に限って言えば、

それは失われた過去の栄光の復興を願うものであろう。「土下座外交」はこのような反動の素地となっているとも考えうる。そして端的に言えば、人間の誇り（傲慢——hybris）の現れであり、その限り根が深く強靱である。まさに「罪」であるからだ。

2. この世の現実の認識方向

- あ) この世界の歴史はどのように展開してくのか。かつては（たとえば18～19世紀にかけて）楽観主義的に将来を展望することができた。現代は、その逆であろう。東西間の新たな摩擦の芽、イスラム世界と欧米社会の対立、人口問題・環境破壊・資源枯渇、技術文明の「進歩」と倫理能力のギャップ、など、世俗的終末感が、慢性的に人心に浸透しつつあるように思われる。
- い) この人間の「悲劇的な」現実にたいし、それをどう認識するかによって、キリスト者のエトス・生の形成の方向が定まってくるであろう。ルター神学は、総じてこの現実を冷徹に観る。それは、一見、悲観主義と映るかも知れないが、ルター神学は現実を何の幻想を抱かずに、その額面通りの現実直面するという意味でリアリズムと理解する。
- う) そのリアリズムに立ち、この世界に「神の国」を来らせようとする企図はもたない。この世の「キリスト教化」、つまり、古代イスラエルの理念との類比で求められる「神政々治」の実現はみ心でもなければ可能でもないと理解する。宗教改革時代のいわゆる「熱狂主義者」（いまは「急進的宗教改革者」と呼ばれるようであるが）のビジョンは、まさにユートピア的であって、現実には不可能であり、それを求めることは、より大きな混乱と不幸をもたらすだけであると判断される。
- え) もしこの世がいまなお強靱な罪の勢力によって支配されており、またキリスト者と言えども、ルター神学的「義人にして同時に罪人」ということが是とされるなら、たえすべての人間がキリスト者となったとしても、なお「神の国」はそこに実現せず、罪の力と新しい福音的生命との力が終末まで続くと理解されねばならないであろう。

3. ルター神学におけるこの世への宣教と倫理的責任

- あ) ルター神学は、上述のようなこの世に対する認識から、この世に対してどのような関わりをいこうとするのであろうか。端的に言えば、思想・信条のいずれにかかわらず、この世に生きる者すべては、外的秩序・外的安寧の確保を目指す、そしてその最大限可能な方向を選び取ろうとする。その背後には、無政府状態（アナキー）の悲惨さの認識がある（ルター的に言えば、「どんなに

- 悪い政府でも、無政府よりはるかに良い」ということになる)。
- い) ここに、ルター神学でよく言われる「二王国論・二統治論」がある。ルター神学は、神のごの世の支配を二つの領域に分けて理解し、一つは福音の世界、もう一つは律法の世界である。いわゆる神のみ前における人間の救いについては、み言葉と聖礼典によって神は人間に向かわれ、この世の平和と秩序の維持のためには律法をもって臨まれる。そして律法の世界においては、悪を排し善が支配すると言った構図はユートピア的であるがゆえに、この現実において最大限可能な平和・秩序の維持が求められる。端的な表現をすれば、この世の平和・秩序の維持のために求められるのは、「敬虔であっても政治的手腕において無能な為政者よりも、不敬虔であってもそれにおいて有能な為政者こそ求められる」ということになる(そういう二者択一を強いられるならば)。

- う) ルター神学におけるこの世への責任は、多くの不正が不可避であり、理想社会の理念からはどれほど遠くあろうとも、神の律法の求めるところ(それは外的なものにとどまるが)――端的に言って「隣人愛」――を最大限・可能なかぎり実現する方向に、一市民として尽力するという方向に求められる。ルター神学においては、この世の問題に対して、きょうのテーマにおいては、右傾化傾向に対して、市民的立場から、どのような倫理的行動が求められるかが、律法の名によって求められる。そして具体的行動において他の諸神学からの倫理的行動と同じものとなる可能性もあるが異なる場合もあるであろう。

4. 信教の自由そして福音宣教の機会

- あ) ルター神学は、この世界の最大限可能な「外的」平和と秩序の維持を求める。それは、福音宣教の枠を確保することであり、また安寧に信仰生活をまっとうすることのためである。そしてこのことが、妥当な規模・妥当なレベルで確保されているとき、それが守られ、失われないように地道な努力を続けていくということになる。そしてこのような秩序が保たれる中で、福音宣教に最大限励むことになる。
- い) すでに述べたようにルター神学においては、この世の現実、どこまでも主イエスの約束された「み国」とは異質であり、終末までそのようなものとしてとどまる。そしてこの世におけるあり方は、福音により、この世のありとあらゆる逆相に、「すでに世に勝っていると言われる」と共に、内から世に勝っていくことを求める。
- う) 日本における右傾化傾向に対しては、ルター神学は、それぞれの信仰者が、それぞれおかれた場で、市民として、律法の最大限可能な実現をめざして努力する。右傾化にたいして信教・思想の自

由を、その根底にある――の人間の尊厳の擁護は市民的義務としてとらえる。

え) ルター神学は、この世における信仰者の倫理的決断を、市民としてのレベルで考える。その動機はあくまでも福音によって自由にされ神への愛と隣人への愛を根底としたものである。しかしそれは、終末まで続く罪の現実のもとで、相対的善を求めているものとなる。そして主イエスのご再臨のときまで続くこの現実を、福音の告知する希望に支えられ、けっしてこの世の現実に絶望も幻滅もせず、ひるむことのない忍耐をもって、罪人である人間の根源的救済である福音を宣べ伝え、神の国の「予表」として――あくまでも「予表」として――生きて行こうとする。

お) 「あす終末が来ようとも、私はりんごの木をきょう植える」という意味のことをルターは言ったと伝えられるが（実際はそうではないらしい）、それは神の国の「予表的」実現を心しながらあゆもうとするルター的エトスを示している。右傾化傾向に対してその無気味な圧力に対しても、ひるむことなく、具体的な場でそれに具体的に対応するであろう。そこには、この日本の現実にもその支配を（「隠れてはいても」）行使しておられる神へのゆるぎない信頼がある。